

令和5年6月9日招集

令和5年 第3回(6月)

**佐渡市議会定例会議案**

佐 渡 市

## 目次

議案第54号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）	1
議案第55号	佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第56号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第57号	佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第58号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第59号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第60号	佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第61号	佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第62号	佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第63号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	25
議案第64号	令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について	26
議案第65号	令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	26

議案第54号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計  
補正予算（第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を  
求める。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第10号

専決処分書

令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年6月2日

佐渡市長

渡辺 竜五

（予算書別紙添付）

議案第55号

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例  
第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 真野体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例

佐渡市公民館条例（平成16年佐渡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「佐渡市吉岡 1697 番地 1」を「佐渡市真野新町 489 番地」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄

電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の佐渡市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一

部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第59号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

## 佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条第2項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」

に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定

令和6年1月1日

- (2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき佐渡市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前

の例による。

議案第60号

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第61号

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年佐渡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」

を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附則第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第62号

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「通所介護」の次に「、同条第17項に規定する地域密着型通所介護」を加える。

第4条第1項中「、別表に規定する施設ごとに」を削る。

第5条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者  
第8条第1号を次のように改める。

(1) 通所介護である場合にあっては法第41条第4項第1号に、地域密着型通所介護である場合にあっては法第42条の2第2項第2号にそれぞれ規定する厚生労働大臣が定める基準（本市が法第42条の2第4項又は法第54条の2第4項の規定により地域密着型通所介護について地域密着型介護サービス費の額を定める基準を定めた場合は、その基準とする。）又は第1号通所事業である場合にあっては市長が別に定める基準により市長が算定する額

第8条第2号中「指定居宅サービス費等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する費用のうち」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第63号

消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の対象  | 消防ポンプ自動車（CD-I型）   |
| 2 | 契約数    | 2台  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 契約金額   | 38,720,000円   |
| 5 | 契約の相手方 | 住 所 栃木県鹿沼市縦山町上原267番地<br>社 名 ジーエムいちほら工業株式会社<br>代表者 代表取締役 光野 幸子 |

令和5年6月9日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第64号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について  
（予算書別紙添付）
- 議案第65号 令和5年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）  
について  
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 54 号

《令和 5 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 令和 4 年 12 月発生の大雪災害への対応に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,855,451
補正額	62,300
累計予算額	51,917,751

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	56,700
市債	5,600

4. 主な補正項目

○ 令和 4 年 12 月発生の大雪災害への対応に要する経費

(事業内容)

①農地単独災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：22,300 千円
・ 災害応急復旧作業委託料	14,000 千円
・ 測量設計業務委託料	7,000 千円
・ 工事請負費	1,300 千円
②林業施設単独災害復旧事業【農林水産振興課】	補正額：40,000 千円
・ 災害応急復旧作業委託料	40,000 千円

## 《令和 5 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 4 号）概要》

## 1. 補正予算について

- ・ 国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業の経費を計上
- ・ 部活動の地域移行に向けた取組に要する経費を計上
- ・ 台湾交流イベントの開催に伴う経費を計上
- ・ 令和 4 年 12 月発生の大雪災害への対応に要する経費を計上
- ・ その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

## 2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	51,917,751
補正額	948,461
累計予算額	52,866,212

## 3. 財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	151,484
（うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	39,655 千円）
繰入金	153,751
市債	596,700
その他	46,526

## 4. 主な補正項目

(単位：千円)

## 1) 国の「物価高克服に向けた追加策」に伴う事業

(事業内容)

- ①【新規】高圧電力利用事業者電気料金支援事業（原油価格・物価高騰対策）  
【産業振興課】補正額：24,155 千円  
高圧電力を利用する市内事業者に対する電気料基本料金の上昇分について支援する経費を計上。
- ②【新規】畜産振興事業（原油価格・物価高騰対策）【農業政策課】  
補正額：14,000 千円  
畜産農家に対する飼料価格の高騰分について支援する経費を計上。
- ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業（原油価格・物価高騰対策）【社会福祉課】  
補正額：1,500 千円  
特に家計への負担が大きい低所得者世帯に対する給付金について給付の対象に家計急変世帯を含めることに伴う経費を増額計上。

## 2) 部活動の地域移行に向けた取組に要する経費【社会教育課】

(事業内容)

①【新規】地域文化クラブ活動推進事業	補正額：3,163千円
②【新規】地域運動クラブ活動推進事業	補正額：9,682千円
学校部活動の段階的な地域移行に向けて、本年9月から月に1回～2回程度、休日におけるスポーツや文化活動を地域団体等が実施する実証事業に要する経費を計上。	

## 3) 【新規】台湾交流イベントの開催に伴う経費【観光振興課】

(事業内容)

○対岸市等交流拡大推進事業	補正額：3,406千円
台湾からの山本悌二郎銅像の寄贈等を記念して、本市を会場に台湾政府が催す交流イベントの開催に伴う経費を計上。	

## 4) 令和4年12月発生の大雪災害への対応に要する経費

(事業内容)

①土木施設単独災害復旧事業【建設課】	補正額：39,450千円
災害応急復旧作業委託料	
②支所・行政サービスセンター拠点化事業（地域コミュニティづくり）	【地域づくり課】補正額：4,600千円
集落等で実施する倒木倒竹伐採処理費用に対する助成	
③防災対策事業【防災課】	補正額：62,709千円
災害処分委託料	

## 5) 令和5年5月発生の高雨災害への対応に要する経費【農林水産振興課】

(事業内容)

①令和5年災農地・農業用施設災害復旧事業	補正額：6,100千円
②令和5年災林業施設災害復旧事業	補正額：165,000千円

## 6) 普通建設事業の追加

(事業内容)

①【新規】(継続費) 佐和田中学校大規模改修事業【教育総務課】	補正額：424,684千円
②【新規】(継続費) 真野体育館解体費【社会教育課】	補正額：111,865千円

議案第 65 号

《令和 5 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・市債の補正を計上
- ・独立インフラ設備整備に伴う監理業務委託料、工事請負費の補正を計上

2 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	577,100
補正額	164,400
累計予算額	741,500

3 財源内訳 (単位：千円)

施設整備事業債	164,400
---------	---------

4 補正項目 (単位：千円)

介護老人保健施設費	
・一般管理費	補正額： 164,400